

令和元年度

学校関係者評価報告書

令和2年6月

宮城県高等看護学校

平成19年10月の学校教育法施行規則改正により、「自己評価」の義務化と「学校関係者評価」の努力義務化について規定されていたが、本校ではこれまで自己評価のみの取組であったことから、今年度より学校関係者評価を実施することで、自己評価結果の客観性と透明性を高め、学校運営の改善を図ることとし、ここにその報告を行う。

1. 学校関係者評価委員（カナ順、◎は委員長）

- 市川 大輔（宮城県立がんセンター）
- ◎鈴木 光子（仙台市医師会看護専門学校）
- 佐藤 るみ子（宮城県立がんセンター看護部副部長）
- 高橋 ひとみ（東北公済病院看護部次長）

2. 評価対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3. 実施方法及び公表方法

学生アンケート等による「自己評価結果」を各委員に配布し、それぞれの委員より評価意見を提出いただき、それを取りまとめた。

なお、評価委員会については、委員が医療関係者であることに鑑み、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、会議形式ではなくメールにより意見交換を行った。

4. 評価項目

- ① 教育理念・教育目的
- ② 学校運営
- ③ 教育活動
- ④ 学修成果
- ⑤ 学生支援
- ⑥ 教育環境
- ⑦ 学生募集と受入
- ⑧ 法令の遵守

5. 評価結果

① 教育理念・教育目的

教育理念・教育目的については学校要覧に明記されているほか、ホームページにも掲載されていることから妥当と考える。

なお、設置主体が宮城県であり、卒業生のほとんどが県内医療機関に就職するなど、宮城県の医療に貢献していることについて示してもいいのではないかと考えられる。

今後、意見等を反映しホームページの見直し、学校理念等をしっかり表示していく事が望まれる。

② 学校運営

運営方針については時代のニーズに合った運営方針が策定されている。

教育活動に関する情報公開では、事業計画や実習施設、教員の情報等、外部への積極的な情報提供について実現可能なものから取り組んでいくこと。

今後、県内の看護学校の状況等を分析し、学校としての運営指針を明確にし強みを出していくことが求められる。

③ 教育活動

カリキュラムの各科目のねらいが明確に記載されている。成績評価においては客観的な指標で評価することで適切かつ公平であると判断できる。近年の看護師国家試験合格率は全国平均を上回っていることがほとんどであり資格取得に対して良い指導体制にあると思われる。

教育活動の充実に向けて、講師等の調整には多くの時間を要していると推察され、学生の授業評価を生かして講師への依頼など具体的に組み込まれていることも評価するといいいのではないかと考えられる。

今後、教員については専任教員有資格者や大学院修了者の人材確保に努めて頂きたい。

④ 学修成果

看護師国家試験に不合格になった場合、就職内定取消となり、病院においては人員不足となるなど、影響が大きいことから、さらなる対応強化に努めること。

資格取得率 100%に向けて、計画・実施していることの評価についても記述してよいのではないかとと思われる。

⑤ 学生支援

教員との個別面談の他にもスクールカウンセラーによる面談が行われており学生の悩みを支えようとする相談体制は概ね整っている。

学歴や職業キャリア、年齢など、それらの状況を踏まえて個別な支援も丁寧に行っている。

⑥ 教育環境

学生アンケートからもトイレ等の改善が求められる等、計画的な設備投資が望ましいと考える。

学生の安全確保が前提であり、今後の学校運営で継続して検討することが必要である。

⑦ 学生募集と受入

ウェブ上での情報公開やオープンスクールなどで学校のPR活動を行っている。看護師国家試験の合格状況や就職状況なども公開しており、学生の募集と受け入れに関しての取り組みは十分になされていると思われる。また、入学生の確保に向けては、東北6県を視野に入れて努力されていると思われる。

今後、准看護師養成所等の廃止も見据えて学校としての定員の妥当性も検討すべきと考える。

⑧ 法令の遵守

今年度からの取り組みを公開して、今後の学校運営に反映させて頂きたい。

6. 評価後の対応

① 教育理念・教育目的

今後、意見等を反映するよう、ホームページの見直しを行い、学校理念等をより分かりやすく伝えるよう、工夫していきます。

② 学校運営

教育活動の内容をはじめ、学校の現況について、ホームページ等を活用して積極的な情報提供に努めます。

③ 教育活動

従前の教育活動に引き続き、カリキュラムに沿った教育の充実に向け、より専門的な知識を有する講師を人選して依頼するとともに、教員の確保及び資質向上に努めます。

④ 学修成果

国家試験合格率100%を目指し、学生の個別の状況に合わせた指導を一層強化します。

⑤ 学生支援

学生支援について、引き続き学生個々の状況に合わせた相談・支援を行っていきます。

⑥ 教育環境

老朽化した校舎等の修繕については、計画的に修繕できるよう努めます。また、ICTの導入を積極的に図っていきます。

⑦ 学生募集と受入

県内外を問わず、優秀な人材を確保できるよう、准看護学校に入学案内や募集要項を持参するほか、広報等を充実させていきます。

また、定員の妥当性も含め、あり方について検討していきます。

⑧ 法令の遵守

今後、法令に則り適正な学校運営に努めていきます。

自己点検・自己評価資料 (評価内訳 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切)

大項目	評価項目	評価項目毎自己評価平均	自己点検・自己評価説明	大項目総合評価平均	学校関係者評価内容	学校関係者評価後の対応等
I 教育理念・教育目的	1 学校の理念・目的・育成人材像・特色・採来構想などが生徒・学生・関係業界・保護者等に周知がなされているか。	3.25	当校の教育理念である「生命の安全と尊厳を基盤とし、思いやりのある感性豊かな人間性を育み、主体的に学ぶとともに深く思考する態度を養い、看護の専門職として社会に貢献できる人材を育成する」については、教育目的及び教育目標とともに、学校要覧に掲載し、学生・実習先病院等に配布し、ホームページで公開している。「ホームページにもう少し理念などが分かりやすく載っている」と良いとの意見があったが、概ね適切との評価とした。	3.25	教育理念・教育目的については学校要覧に記載されているほか、ホームページにも掲載されていることから妥当と考える。 なお、設置主体が宮城県であり、卒業生のほとんどが県内医療機関に就職するなど、宮城県の医療に貢献していることについて示してもいいのではないかと考えられる。 今後、意見を反映しホームページの見直し、学校理念等をしっかりと表示していく事が望まれる。	今後、意見等を反映するよう、ホームページの見直しを行い、学校理念等をより分かりやすく伝えるよう、工夫してまいります。
	2 教育目標・育成人材像は、業界のニーズに向けて方向づけられているか。	3.25				
II 学校運営	1 目的等に沿った運営方針が策定されているか。	3.25	当校では、上記教育理念に基づき、運営方針（組織の使命「多様化している看護ニーズに即応した看護教育の充実を図り、実践能力の高い看護師を養成するとともに、優秀な人材を確保するた及び学生募集の強化や学習環境整備の向上に努めていく。」）及び教育計画が策定されている。	2.96	運営方針については時代のニーズに合った運営方針が策定されている。 教育活動に関する情報公開では、事業計画や実習施設、教員の情報等、外部への積極的な情報提供について実現可能なものから取り進んでいくこと。	教育活動の内容をはじめ、学校の状況について、ホームページ等を活用して積極的な情報提供に努めます。
	2 運営方針に沿った事業計画が策定されているか。	3.25	1及び2については、「毎年の方針が決定されても、外部に示されていない」、「計画・実施・評価が機能していたか」など課題が指摘されたが概ね適切とした。		今後、県内の看護学校の状況等を分析し、学校としての運営方針を明確にし強みを出していくことが求められる。	
	3 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。	2.75	3及び4については、「学生の学習状況を保護者会のほか、ホームページでもっと情報を流すべき」、「ホームページの情報が学生や受験生が求める情報であるか」、「授業アンケート、テストの発送、レポートの回収などもっとシステムで効率化すべき」など、改善の余地を残している。よって、II全体としては、低い評価とした。			
	4 情報システム化等による業務の効率化が図られているか。	2.58				
III 教育活動	A (目標の設定等)	3.25	国の指定規則、指導ガイドラインを前提に、教育理念に基づき、教育課程の編成、各科目のねらい授業内容・実習の内容・カリキュラム体系の設定を実施した。	3.24	カリキュラムの各科目のねらいが明確に記載されている。成績評価においては客観的な指標で評価することで適切かつ公平であると判断できる。近年の看護師国家試験合格率は全国平均を上回っていることがほとんどであり資格取得に対して良い指導体制にあると思われる。	従前の教育活動に引き継ぎ、カリキュラムに沿った教育の充実に向け、より専門的な知識を有する講師を人選して依頼するとともに
	1 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。	3.33				

自己点検・自己評価資料 (評価内訳 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切)

大項目	評価項目	評価項目毎 自己評価平均	自己点検・自己評価説明	大項目総 合評価平均	学校関係者評価内容	学校関係者評価後の対応等
	2 教育理念、育成人材像を踏まえた教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。	3.17	看護師国家試験に向けた指導体制やカリキュラムが構築されている。教員については、看護職員の中から確保に努めているが、専任教員資格を有する職員が限定され、本校に異動後に専任教員養成講習会を受講させることが多く、教員体制の課題となっている。		教育活動の充実に向けて、講師等の調整には多くの時間を要している。と推察され、学生の授業評価を生かして講師への依頼など具体的に組み立てられていることも評価する。いいのではないかと考えられる。 今後、教員については専任教員有資格者や大学院修了者の人材確保に努めて頂きたい。	学校関係者評価後の対応等に、教員の確保及び資質向上に努めます。
	B (教育方法・評価等)	3.44				
	1 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	3.33	全体的に、適切との評価としたが、そのうちDの教職員については、その確保、資質向上などで課題が残っており、低い評価とした。			
	2 関連分野における実践的な職業教育(実技・実習等)が体系的に位置づけられているか。	3.42				
	3 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか。	3.58				
	C (資格試験)	3.33				
	1 資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。	3.33				
	D (教職員)	2.92				
	1 人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。	3.00				
	2 関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のため	2.83				

IV学修成果	評価項目	自己評価平均	自己点検・自己評価説明	大項目総 合評価平均	学校関係者評価内容	学校関係者評価後の対応等
	1 就職率の向上が図られているか。	3.50	全体的には、概ね適切な評価とした。 令和元年度卒業生のうち就職希望者33名全員が希望する就職先の内定を得た。	3.14	看護師国家試験に不合格になった場合、就職内定取消となり、病院においては人員不足となるなど、影響が大きいことから、さらなる対応強化に努めること。資格取得率100%に向けて、計画・実施していることの評価についても記述してよいのではないかとと思われる。	国家試験合格率100%を目指し、学生の個別の状況に合わせた指導を一層強化します。
	2 資格取得率の向上が図られているか。	3.08	資格取得率は、概ね90%以上で推移している。 3については、低い評価となった。退学する学生には、個別の状況があり、それぞれに合わせた指導をしている。自分の進みたい別の進路があれば、関係者とよく話し合っって結論を出すこともやむを得ないことから、退学率の推移で一律に状況を判断できない			

自己点検・自己評価資料（評価内訳 4：適切 3：ほぼ適切 2：やや不適切 1：不適切）

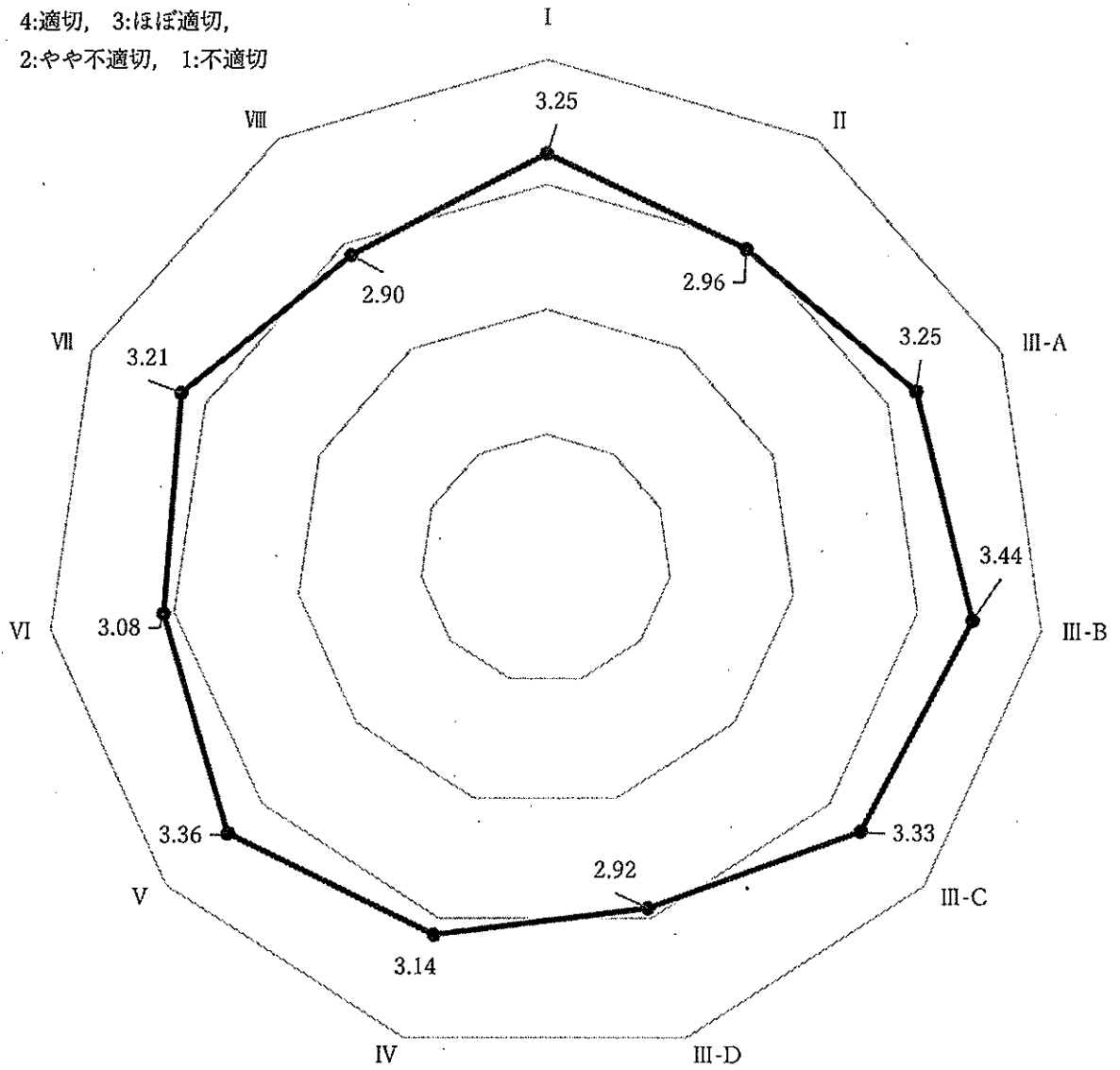
大項目	評価項目	評価項目毎 自己評価平均	自己点検・自己評価説明	大項目総 合評価平均	学校関係者評価内容	学校関係者評価後の対応等
	3 退学率の低減が図られているか。	2.83	とところもある。			
V 学生支援	1 進路・就職に関する支援体制は整備されているか。	3.50	全体的には、概ね適切な評価とした。学生との就職個別相談、キャリアアドバイザーによる就職セミナーなど実施し支援している。	3.36	教員との個別面談の他にもスクールカウンセラーによる面談が行われており学生の悩みを伝えようとする相談体制は概ね整っている。	学生支援について、引き続き学生個々の状況に合わせて相談・支援を行っています。
	2 学生相談に関する体制は整備されているか。	3.50	生活・学習上の悩み事については、教員との面談の他、令和元年度から月2回程度のペースでスクールカウンセラーによる面談の機会を設定している。		学歴や職業キャリア、年齢など、それらの状況を踏まえて個別な支援も丁寧に行っている。	
	3 保護者と適切に連携しているか。	3.08	保護者との連携については、年1回開催の保護者会が重要な機会となっている。しかし、出席者が一部の学生に止まり、日頃の成長や生活に関心が行かない保護者もいることから、可能な限り情報の共有を図り支援協力をお願いすることも必要となっている。			
VI 教育環境	1 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。	2.83	設置基準を満たしているものの、現在の建物施設の建設から30年経っており、多くの箇所が老朽化、劣化が進んでいる。また、ICTの活用が可能な設備の整備も求められている。修繕・更新が求められている。	3.08	学生アンケートからもトイレ等の改善が求められる等、計画的な設備投資が望ましいと考える。学生の安全確保が前提であり、今後の学校運営で継続して検討することが必要である。	老朽化した校舎等の修繕については、計画的に修繕できるよう努めます。また、ICTの導入を積極的に図っていきます。
	2 学内外の実習施設について十分な教育体制を整備しているか。	3.33				
VII 学生募集と受入	1 准看護養成所等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか。	3.08	県内准看護学校には、入学案内や募集要項を郵送・持参するなど、PRに努めている。東北6県の関係校にも郵送して県外からの入学生も募集している。夏休中に行うオープンスクールやホームページで入学情報を配布・公開している。	3.21	ウェブ上での情報公開やオープンスクールなどで学校のPR活動を行っている。看護師国家試験の合格状況や就職状況なども公開しており、学生の募集と受け入れに関したの取り組みは十分になされている。また、入学生の確保に向けては、東北6県を視野に入れて努力されていると思われる。今後、准看護師養成所等の廃止も見据えて学校としての定員の妥当性も検討すべきと考える。	県内外を問わず、優秀な人材を確保できるよう、准看護学校に入学案内や募集要項を持参するほか、広報等を充実させていきます。また、定員の妥当性も合わせて検討していきます。
	2 学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか。	3.33	全体的には、概ね適切な評価とした。今後は更に学生や受験生が求める情報について、可能な限り対応できるよう検討していく必要がある。			

自己点検・自己評価資料（評価内訳 4：適切 3：ほぼ適切 2：やや不適切 1：不適切）

大項目	評価項目	評価項目毎 自己評価平 均	自己点検・自己評価説明	大項目総 合評価平 均	学校関係者評価内容	学校関係者評価後の対応等
Ⅷ)法令の遵守	1 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。	3.50	これまで、自己評価が不十分で公開してこなかったことから、全体として低い評価とした。令和2年6月までに令和元年度の取組を評価・公開して、今後の学校運営に適切に反映させていく。	2.90	今年度からの取り組みを公開して、今後の学校運営に反映させて頂きたい。	今後、法令に則り適正な学校運営に努めていきます。
	2 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。	3.50				
	3 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。	2.58				
	4 自己評価結果を公開しているか。	2.00				

自己点検アンケート集計結果

4:適切, 3:ほぼ適切,
2:やや不適切, 1:不適切



宮城県高等看護学校の学校評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要項は、学校教育法で規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価検討委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に別に定める自己評価検討委員会を置く。

(自己評価結果の活用)

第4条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価)

第5条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第6条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 医療福祉業界関係者 2名
- (2) 卒業生 2名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第7条 関係者委員会に委員互選の上委員長を置く。

2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第9条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用・公表)

第10条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

2 校長は、学校関係者評価結果について、主務課に報告の上、公表しなければならない。

(その他)

第11条 本要項に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。